

ンターとで連携をとりながら申請の準備を行ってきた。申請に当たり、市の全水道施設の調査を行い、またAさんの同僚の方々からも聞き取りを行った。その中で、同僚の方から、「破裂した水道管を修理する際に、エンジンカッターやサンダーを用いて裁断するため、大量の石綿粉じんが舞っていた」「石綿管からビニール管・鉄管への敷設替え工事において、石綿管を裁断・粉砕する際には多量の石綿粉じんが飛散していた」との証言を得ることができた。

2007年11月に申請を行ったのだが、基金支部から次々と資料の提出は求められるものの中々結果は出なかった。それは、基金支部において、中皮腫が「困難疾病」事例として扱われ、東京にある基金本部のペースで調査が行われていたからだった。

こうした中で、本年1月に東京都基金支部において2つの水道事案が認定され、2月には大阪交通局で認定がされ、Aさんの事案についても2月末に認定の連絡が入ったのだった。認定理由書によると(情報公開請求により基金支部より入手)、同僚職員の証言に基づき、「水道管修繕作業に年10回、1回2時間程度」従事したこと、水道管の敷設工事における石綿管の加工作業に従事したことにより、「石綿管の粉じんにはばく露する蓋然性が高いものと考えられる」として、公務災害であると認定した。

また、この9月には、群馬県の基金支部が公務外とした中皮

腫事例が、審査請求において逆転認定されたとの連絡が入ってきている。公務災害における石綿被害者の取り扱いがやっと正常になりつつあるようだ。

県内では、淡路島の別の自治体の元水道課職員と宝塚市の元水道課職員が公務災害申請を行っており、今後の基金支部

の認定を注視する必要がある。Aさんのご遺族は、水道課職員として同じ仕事をされた方々の健康について大変心配されている。今後とも、自治労と協力しながら、被災者の掘り起こしと健康対策の具体化に向け、取り組みを強める必要がある。(ひょうご労働安全衛生センター)

高卒後集団就職先で曝露

沖縄●8か月の造船所勤務で中皮腫認定

「中皮腫で亡くなった弟が、本土の大手造船所でアスベスト作業をしていたようだ。労災にならないだろうか？」と相談があったのは、昨年12月13日のこと。沖縄でアスベスト労災職業病相談センターを開いてから初めて実施したアスベスト・ホットラインのときだった。

来所相談にみえた兄のTさんに弟さんの職歴を聞くと、高校卒業後、旧日本鋼管鶴見造船所(横浜市鶴見区)に1年半～2年ほど勤めていたということだった。しかし、Tさんに弟さんの社会保険の被保険者記録を取り寄せてもらうと、日本鋼管鶴見造船所で働いた期間は8か月弱しかなかった。

中皮腫の場合、労災認定基準では、「石綿曝露作業への従事期間が1年以上あること」を要件としている。これに「該当しない中皮腫の事案については、本

省に協議すること」となっている。しかも、労災申請は、沖縄から遠く離れた、JFEエンジニアリング(旧日本鋼管が分社化)を管轄する鶴見労働基準監督署にしなければならぬ。そこで、申請に必要な事業主証明をとることなど、JFEエンジニアリングとのやりとりは神奈川労災職業病センターに協力してもらった。

この間、沖縄の社会保険事務所が発行した被保険者記録に鶴見造船所で働いた期間の記載漏れがあったり、事業主証明を取り寄せている間に5年の時効が過ぎてしまい、請求書を石綿健康被害救済法特別遺族年金支給請求書に差し替えたりで、申請したのは3月11日。相談を受けてから4か月もかかってしまった。

結果は、本省協議に長期間費やすこともなく、8月5日付けで認定となった。JFEエンジニアリ

ングが証明したTさんの弟の職歴欄には、「入社/1971年4月、退社/1971年12月、職務/外職職、所属/機装工作部外職課」と書き込まれている。公表されている労災認定等事業場情報によれば、旧日本鋼管鶴見造船所では、すでに中皮腫9件、肺がん5件の認定がされている。職場で石綿曝露作業が行なわれていたことは明らかであろう。

1970年頃と言えば、高度経済成長期で、沖縄からも本土に向けて中卒、高卒の労働者が「金の卵」と言われて集団就職した頃だと聞く。Tさんの弟さんは

1951年生まれの団塊世代。出稼ぎアスベスト被害と同様、集団就職した団塊世代のアスベスト被害は彼ひとりの問題にとどまらないだろう。

弟が認定されたという報を受け、Tさんは、「まさか認定されるとは思っていなかったので大変驚いている。遺族年金を受給できるようになった母とふたりで、弟を偲んで、死んでからの親孝行だねと話している」と語ってくれた。



(沖縄アスベスト労災職業病相談センター)

ネイルアートにご用心！

東京●刺激臭で化学物質過敏症発症

東京都内のあるデパートで自然化粧品を販売していた3名の女性が、隣接するネイルアートの専門店から発散する揮発性の化学物質に曝露し化学物質過敏症と診断された。3名は労災申請したものの、厚生労働省の化学物質に関する個別症例検討会にかけられ、全員、化学物質過敏症と業務との関連性が認められず、業務外とされた。

現在、それぞれ東京労災保険審査官に審査請求している。

1. ネイルサロン店から強烈な臭気が

Aさん、Bさん、Cさんの3人は、

都内のあるデパートのテナント店で自然化粧品を販売していた。

2004年10月、店舗の隣にネイルサロンがオープン。店長のAさんは、その直後から強烈な臭いが毎日つづき、2～3か月を過ぎた頃から頭痛、吐き気、胃痛、めまい、目のチカチカなどの症状が出て、ひどいときには起きられなくなってしまった。最初の頃、内科を受診しても原因不明とされ、症状も改善されなかった。一緒に働いているスタッフのBさん、Cさんや、通路を隔てた向かい側の旅行代理店の人も同じ症状が出ていること、ネイルサロンからの匂いがきつい時にはとくに強

い症状が出ることから、原因はネイルサロンから出る刺激臭だと確信した。

その後、彼女たちはインターネットでいろいろ調べて、2006年7月に北里研究所病院を受診したところ、3人とも、「化学物質過敏状態」と診断された。

2. ネイルアートは揮発性化学物質の宝庫

一般にネイルサロンでは、来客の求めに応じて爪にアートを施したり、手指のスキンケアを行っている。

ネイルアートでは、マニキュア、ネイル除光液（ポリッシュリムーバー）、スカルプチュアと呼ばれる可塑性剤、ネイル接着剤、薄め液などを使用する。マニキュアにはトルエン、酢酸ブチル、酢酸エチルなどが、ネイル除光液には主にアセトン、メチルエチルケトン、ネイル接着剤にはエチルシアノアクリレート、ポリメチルメタアクリレート、ヒドロキノン、薄め液には、トルエン、酢酸エチル、酢酸ブチル、アセトン、エタノールが使われている。

こうしたネイルアートで使用されていた材料に含まれる多種類の化学物質が揮発し、隣接する店舗に飛散していた。ネイルサロンの店員はマスク（素材不明）を着用していたが、Aさんたちは隣の店で勤務するあいだ中、揮発性有機溶剤に曝露していたことになる。

3人は会社と交渉のすえ2007年7月に、王子労働基準監督署に労災申請の手続をとった。